

東京都食品安全推進計画の改定について
〈答申（案）〉

平成 26 年 10 月
東京都食品安全審議会

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

第1節 計画の基本的事項	2
--------------	---

第2節 食品の安全に係る課題と対応の方向性	5
-----------------------	---

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化	8
------------	---

第2節 基本施策	10
----------	----

第3節 重点施策	20
----------	----

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

第1節 施策の推進体制	27
-------------	----

第2節 推進計画の実施と見直し	28
-----------------	----

【附属資料】

附属資料1 用語説明（50音順）	31
------------------	----

附属資料2 諮問書	52
-----------	----

附属資料3 東京都食品安全審議会委員名簿	53
----------------------	----

附属資料4 東京都食品安全審議会検討部会委員名簿	54
--------------------------	----

附属資料5 東京都食品安全審議会審議経過	55
----------------------	----

附属資料6 「中間（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について	56
------------------------------------	----

附属資料7 東京都食品安全条例	64
-----------------	----

附属資料8 東京都食品安全審議会規則	72
--------------------	----

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、「東京都食品安全条例」に基づき東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。

現行計画が平成 26 年度をもって計画期間の終了を迎えるため、東京都食品安全審議会は、平成 26 年 2 月 14 日付で知事から諮問を受け、東京都食品安全推進計画の改定について審議を行うこととなった。

食品の安全性に関する問題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、国内外の諸状況によって変化するため、東京都食品安全審議会は、検討部会を設置して、専門的かつ具体的な検討を行うこととした。

検討部会では、東京都食品安全条例に示された目的、基本理念等を踏まえ、食品の安全確保に係る現在の課題に対応するため、東京都食品安全推進計画を改定するに当たっての視点や、計画で示すべき事項、計画改定の考え方などについて検討を行った。

また、平成 26 年 8 月 1 日に東京都食品安全審議会で取りまとめた「答申（案）の中間まとめ」を公表し、寄せられた意見を参考にしながら、更に検討を重ねてきた。

このたび、これらの検討を踏まえ、東京都食品安全推進計画の改定について取りまとめたので答申する。

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

東京都（以下「都」という。）は、平成17年3月、「東京都食品安全推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定（計画期間：平成17年度から平成21年度まで）するとともに、平成22年2月、推進計画を改定（計画期間：平成22年度から平成26年度まで）し、生産から消費に至る各段階で、関係各局の連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。

また、都は、推進計画に基づき、食品安全に関する施策に総合的に取り組むとともに、優先的・重点的に取り組むべき施策については、その進捗よく状況を東京都食品安全審議会¹に報告するなど広く都民に公表し、着実に実施してきた。

しかし、現行の計画期間中においても、我が国では、ノロウイルス²による大規模な食中毒や腸管出血性大腸菌³により重篤な患者が発生した食中毒、事業者による偽装表示などの事件が発生している。さらに、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故による食品中の放射性物質⁴の問題など、これまでにない新たな課題が生じている。

今回、推進計画を改定するに当たっては、東京都食品安全条例⁵（平成16年東京都条例第67号。以下「食品安全条例」という。）の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成22年度以降に生じた食品の安全に関する諸課題や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリンピック・パラリンピック」という。）の開催も見据えた今後の課題を整理し、都における食品の安全を確保する施策を一層推進していく必要がある。

第1節 推進計画の基本的事項

1 食品安全条例と推進計画との関係

食品安全条例第7条に基づき、推進計画を策定する。

東京都食品安全条例第7条

知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下、「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

¹ 食品安全審議会：38ページ参照

² ノロウイルス：46ページ参照

³ 腸管出血性大腸菌：43ページ参照

⁴ 放射性物質：48ページ参照

⁵ 食品安全条例：38ページ参照

2 推進計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。

推進計画は、食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきと考える。

3 推進計画の構成

推進計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成する。

(1) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系（基本施策）

食品の生産から消費に至る各段階における都の全ての施策について、「基本施策」と位置づけ、2に示した推進計画の基本的視点により総合的に体系化し、都民に明らかにする。法に基づく施策、都独自の施策、食品安全条例や東京都消費生活条例⁶（平成6年東京都条例第110号。以下「消費生活条例」という。）等の関係条例に基づく施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

(2) 重点的に取り組むべき施策（重点施策）

食品の安全確保を図る施策の多くは、継続的に着実に実施するべきものである。同時に、課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策もある。こうした施策を「重点施策」と位置づけ、可能な限り具体的な計画を都民や事業者に明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、より効果的な推進を図る。

(3) 推進計画の実施に向けた考え方

都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の推進体制と進行管理の方法を示す。

4 計画期間

オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、施策の一層の推進を図るため、計画期間は平成27年度から32年度までの6年間とする。

⁶ 消費生活条例：37 ページ参照

【食品の「安全」と「安心」の考え方】

食品の安全性については、科学的な根拠に基づく評価が必ずしも都民に受け入れられないこともある。食品に対する都民の安心感は、個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などにより、それぞれに異なった判断基準がある。

本答申では、食品にはリスク⁷が潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態を「安全」という概念で整理する。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組により、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準に抑えられていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理した。

⁷ リスク：51 ページ参照

第2節 食品の安全に係る課題と対応の方向性

推進計画の改定に当たっては、全庁的な施策の継続を基本としつつ、食品安全を取り巻く現状や制度改正などの今後の動向を踏まえた課題に対応できるよう改定する必要がある。具体的には、推進計画の基本的視点に対応した以下の3点を「施策の柱」として位置付け、課題を整理し、改定すべきである。

施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

1 課題

近年の都内における食中毒発生状況を見ると、ノロウイルス及びカンピロバクター⁸による食中毒が発生件数の半数以上を占めており、腸管出血性大腸菌による食中毒も毎年発生している。特に、ノロウイルスは、1件当たりの患者数が多く大規模となる傾向があり、腸管出血性大腸菌は、全国で見ると、食肉の生食や白菜の浅漬けを原因とした死亡事例も発生している。

食品の安全確保は、事業者の責務であり、食中毒等による健康被害の発生を未然に防止するためには、食品の生産から消費に至る各段階で、事業者による自主的衛生管理を一層推進させることが必要である。

また、平成25年には、国内で製造された冷凍食品に、従業員が意図的に農薬を混入した事件が発生した。こうした食品への意図的な異物混入対策は、衛生管理対策のみでは、十分に防止することが困難な側面がある。しかし、事業者が自主的衛生管理に取り組むことは、安全な食品を提供するという従業員の意識向上にも繋がることから、意図的な異物混入対策の基礎になると考える。

さらに、平成25年6月に政府が閣議決定した「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」では、「日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCP⁹（危害分析・重要管理点）システムの普及を図る」としており、自主的衛生管理は、国際的な規格や基準と整合させるなど、国際動向を見据えて推進していくべきである。

⁸ カンピロバクター：33ページ参照

⁹ HACCP：46ページ参照

2 対応

- 農産物の生産現場や食品の製造・調理・販売施設における自主的な取組に対し、都が独自に認証する制度の普及を図る。認証制度の普及に当たり、事業者の取組の段階に応じた認証区分の設定や認証基準の国際規格との整合などを通じて、事業者の認証取得を促進する。
- 国際基準である HACCP（ハサップ）システムの普及を図る。

施策の柱 2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

1 課題

近年、経済の自由化に伴い食品流通のグローバル化が進展している。我が国の食料自給率はカロリーベースで 39%（平成 24 年度）であり、国内で消費される食料の多くを様々な国からの輸入に依存している。東京は、輸入食品の流通の中核であることから、都における輸入食品の安全確保は、都内だけでなく国内全体の安全確保に繋がる側面があり、輸入食品対策を充実させて実施していくべきである。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）¹⁰、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）¹¹及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）¹²の食品表示を一元化した食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）¹³の施行や、「日本再興戦略」で掲げられた「健康食品」¹⁴をはじめとした新たな機能性表示制度¹⁵の導入、飲食店メニュー等の偽装・誤表示を端緒とした不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）¹⁶に基づく都道府県知事の権限強化といった新たな食品表示制度に適切に対応する必要がある。

2 対応

- 輸入食品を含めた食品の安全を科学的根拠に基づき確保するため、海外を含め幅広い分野の情報を収集し、分析・評価を行い対策を実施する。
- 新たな食品表示制度について、制度の普及や相談・監視体制の整備を行う。

¹⁰ 食品衛生法：41 ページ参照

¹¹ JAS 法：36 ページ参照

¹² 健康増進法：35 ページ参照

¹³ 食品表示法：41 ページ参照

¹⁴ 「健康食品」：34 ページ参照

¹⁵ 新たな機能性表示制度：33 ページ「機能性表示」参照

¹⁶ 景品表示法：33 ページ参照

施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

1 課題

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故に伴い、国産食品の放射性物質に関する対策が開始された。放射性物質の基準値を超える食品は減少傾向にあるが、放射性物質に関する不安を払拭するためには、生産段階や流通段階における放射性物質のモニタリング検査結果の公表や放射性物質に関連する情報の周知といった対応が求められている。

食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組や行政による監視指導はもとより、都民自らが判断して、食品を選択できる環境づくりが必要である。このため、都民、事業者及び行政によるリスクコミュニケーション¹⁷を一層活発に行い、協力して施策を推進していくことが重要である。

食物アレルギー¹⁸については、食物アレルギーを有する人にとって、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショック¹⁹を引き起こすこともあり、健康へのリスクは高いものと言える。食物アレルギー対策は、表示や製造施設でのアレルギー物質の混入防止、発症時の対応など多岐に渡っており、全庁横断的に対策を進めるべきである。

2 対応

- オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした、食品安全に関する情報を世界に向けて発信する。
- 都民、事業者及び行政が、様々な機会を通じて行う情報や意見交換の場を一層充実させ実施していく。
- 食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者間の相互理解と協力を得ながら総合的に対策を進めていく。

¹⁷ リスクコミュニケーション：51 ページ参照

¹⁸ 食物アレルギー：42 ページ参照

¹⁹ アナフィラキシーショック：31 ページ参照

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

第1章において、推進計画の基本的視点に基づき、「施策の柱」を位置付け、食品の安全に係る諸課題とそれらに対する対応の方向性を示した。

そうした方向性も踏まえ、推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を都民に分かりやすく示すことが重要である。

施策の体系化に当たっては、3つの「施策の柱」に加えて、科学的な施策を進める上での基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組を「施策の基盤」として位置付ける。

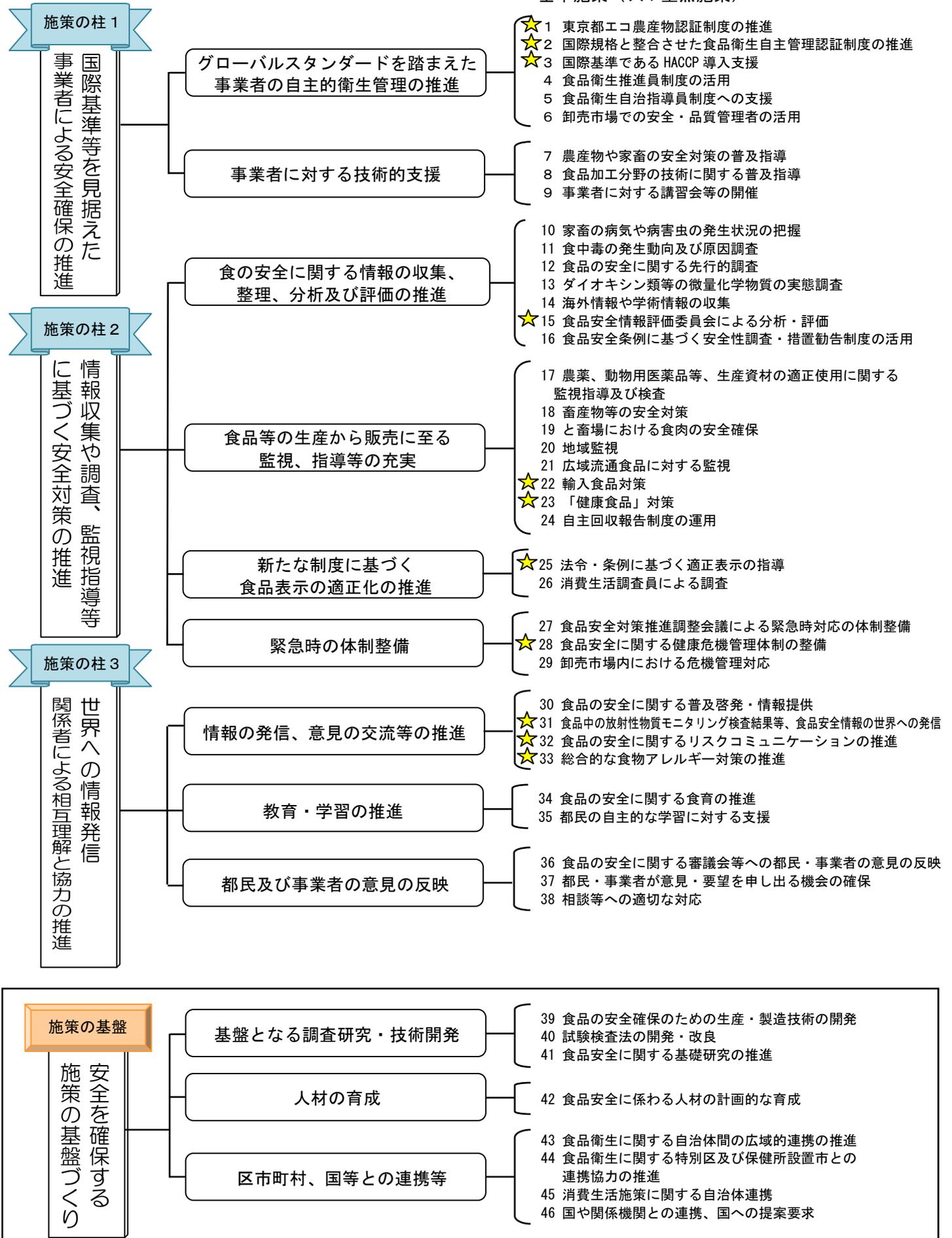
「施策の柱」及び「施策の基盤」に基づいて、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」とし、「基本施策」を関係各局が連携して着実に実施することにより、食品の安全確保を図っていくべきである。

あわせて、「基本施策」のうち、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として選定し、施策を推進していくべきである。

「都における食品安全確保の総合的な体系」を次ページに示すとともに、「基本施策」及び「重点施策」の詳細をそれぞれ第2節及び第3節に示す。

都における食品安全確保施策の総合的な体系

基本施策 (★: 重点施策)



第2節 基本施策

都における生産から消費に至る食品安全確保施策（46 施策）について、以下のとおり施策の柱ごとに一覧としてとりまとめた。

なお、表の No 欄には重点施策に「★」を示し、施策欄の括弧内には施策の所管局等（複数の場合は主体となる順）を記載した。

【施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進】

〈1-1 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の自主的衛生管理の推進〉

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

NO	施策	概要
★ 1	東京都エコ農産物認証制度 ²⁰ の推進 (産業労働局)	安全・安心で環境に配慮した農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証するとともに農薬の残留検査も行い、都民に広く情報提供する。
★ 2	国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度 ²¹ の推進 (福祉保健局)	飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 本制度のより一層の普及に向け、衛生管理向上の取組の初期段階から段階的に評価し継続的な取組を推進する新たな仕組みの構築及び活用を図る。 また、食中毒発生時におけるリスクの大きさを考慮し、重点的に認証取得を進める分野を設定することにより、計画的に認証の取得を推進していく。
★ 3	国際基準である HACCP 導入支援 (福祉保健局)	HACCP (ハサップ) システムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」 ²² の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 承認施設に対し、HACCP システムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。 また、「HACCP 導入型基準」 ²³ について、事業者への周知や技術的支援を行う。
4	食品衛生推進員 ²⁴ 制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。

²⁰ 東京都エコ農産物認証制度：44 ページ参照

²¹ 食品衛生自主管理認証制度：40 ページ参照

²² 総合衛生管理製造過程：42 ページ参照

²³ HACCP 導入型基準：46 ページ「HACCP」参照

²⁴ 食品衛生推進員：40 ページ参照

NO	施 策	概 要
5	食品衛生自治指導員制度 ²⁵ への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。
6	卸売市場内での安全・品質 管理者 ²⁶ の活用 (中央卸売市場)	中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図る。 また、マニュアルに基づく自主的品質・衛生管理を推進する。

〈 1 - 2 事業者に対する技術的支援〉

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保の技術水準の向上を図るための施策

NO	施 策	概 要
7	農産物や家畜の安全対策の 普及指導 (産業労働局)	生産者に対し、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査 ²⁷ による疾病情報の還元などの技術的な支援を行う。
8	食品加工分野の技術に関する 普及指導 (産業労働局)	事業者に食品技術センター ²⁸ の開放試験室の利用や、ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などを行い、食品安全確保のための技術水準の向上を図る。
9	事業者に対する講習会等の 開催 (福祉保健局、生活文化局)	輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」取扱事業者講習会など、事業の内容に応じた講習会を開催し、コンプライアンス ²⁹ の向上や適正表示の推進、関係法令等の改正、違反事例など、事業者にとって有益な最新の情報を提供する。 各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」 ³⁰ に対して衛生講習会を開催し、食中毒防止など適切な衛生管理を促進する。

²⁵ 食品衛生自治指導員制度：40 ページ参照

²⁶ 安全・品質管理者：31 ページ参照

²⁷ と畜検査：45 ページ参照

²⁸ 食品技術センター：41 ページ参照

²⁹ コンプライアンス：35 ページ参照

³⁰ 食品衛生責任者：41 ページ参照

【施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進】

〈2-1 食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進〉

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に活かすなど具体的な施策へ反映して健康への悪影響を未然に防止する施策

NO	施 策	概 要
10	<p>家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)</p>	<p>家畜保健衛生所³¹において、動物用医薬品³²の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜の病気の検査及び調査を実施する。</p> <p>病害虫防除所³³において、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫の発生状況を把握する。</p>
11	<p>食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)</p>	<p>腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ³⁴等の散発患者や無症状病原体保有者³⁵の喫食内容や行動、菌株の疫学的性状を調査・分析し、感染源の解明に活用する。</p> <p>特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。</p>
12	<p>食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局 他)</p>	<p>国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的に実態調査を実施する。さらに、調査結果を必要に応じて都民への情報提供、効果的な監視手法の検討など施策への反映や、国への提案要求などに活用する。</p>

³¹ 家畜保健衛生所：32 ページ参照

³² 動物用医薬品：44 ページ参照

³³ 病害虫防除所：48 ページ参照

³⁴ サルモネラ：36 ページ参照

³⁵ 無症状病原体保有者：49 ページ参照

NO	施 策	概 要
13	ダイオキシン類 ³⁶ 等の微量 化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	実態調査を継続的に実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者に情報提供を行う。 ○東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ○都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした PCB ³⁷ 、有機水銀 ³⁸ 、有機スズ化合物 ³⁹ 、カドミウム ⁴⁰ などの有害化学物質の食品汚染実態調査 ○トータルダイエツトスタディ ⁴¹ による食事由来の化学物質等摂取量推計調査
14	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。
 15	食品安全情報評価委員会 ⁴² による分析・評価 (福祉保健局)	食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を分析・評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。
16	食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度 ⁴³ の活用 (福祉保健局)	規格基準 ⁴⁴ が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。

³⁶ ダイオキシン類：43 ページ参照

³⁷ PCB：48 ページ参照

³⁸ 有機水銀：49 ページ参照

³⁹ 有機スズ化合物：49 ページ参照

⁴⁰ カドミウム：33 ページ参照

⁴¹ トータルダイエツトスタディ：44 ページ参照

⁴² 食品安全情報評価委員会：38 ページ参照

⁴³ 知事の安全性調査・措置勧告制度：43 ページ参照

⁴⁴ 規格基準：33 ページ参照

〈2-2 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実〉

関係各局が連携し、食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を推進していく施策

NO	施策	概要
17	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法 ⁴⁵ 、肥料取締法 ⁴⁶ 、飼料安全法 ⁴⁷ 及び医薬品医療機器等法 ⁴⁸ などの関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。
18	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	食品の原材料となる家畜等の生産段階において、健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施するとともに、死亡牛・起立不能牛等の牛海綿状脳症 (BSE) ⁴⁹ 検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などを実施する。 また、養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。
19	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。 法令で定められた月齢を超える牛や起立不能牛等を対象とした BSE 検査を実施するとともに、と畜解体工程における特定危険部位 ⁵⁰ の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。 衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。
20	地域監視 (福祉保健局)	地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。 食品に関する苦情や食中毒が疑われる事件の発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。

⁴⁵ 農薬取締法：46 ページ参照

⁴⁶ 肥料取締法：48 ページ参照

⁴⁷ 飼料安全法：42 ページ参照

⁴⁸ 医薬品医療機器等法：32 ページ参照

⁴⁹ 牛海綿状脳症 (BSE)：32 ページ参照

⁵⁰ 特定危険部位：45 ページ参照

NO	施 策	概 要
21	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	<p>都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。</p> <p>重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。</p> <p>危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。</p>
 22	輸入食品対策 ⁵¹ (福祉保健局)	<p>健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品⁵²、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。</p> <p>都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」⁵³を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。</p>
 23	「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化局)	<p>健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示、医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、法令等に基づき広告の適正化を図る。</p> <p>医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。</p> <p>都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。</p> <p>医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。</p> <p>新たに導入される機能性表示制度に適切に対応していく。</p>
24	自主回収報告制度 ⁵⁴ の運用 (福祉保健局)	<p>事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。</p> <p>都民及び事業者に制度の周知を図る。</p>

⁵¹ 輸入食品対策：50 ページ「輸入食品の監視体制」参照

⁵² 遺伝子組換え食品：31 ページ参照

⁵³ 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)：49 ページ参照

⁵⁴ 自主回収報告制度：36 ページ参照

〈2-3 新たな制度に基づく食品表示の適正化の推進〉

法令等に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

NO	施策	概要
★ 25	法令・条例に基づく適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化局)	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 食品表示法の施行に伴う栄養成分表示 ⁵⁵ の義務化等の新しい表示基準について、周知を図っていく。 【食品表示に関連する主な法令】 食品表示法、計量法 ⁵⁶ 、景品表示法、消費生活条例 等
26	消費生活調査員 ⁵⁷ による調査 (生活文化局、福祉保健局)	法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、消費者の視点から、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導することにより、都民との協働による適正表示の推進を図る。

〈2-4 緊急時の体制整備〉

予測困難な事態に迅速・的確に対応するために、緊急時における関係各局の連携を図り、危機管理対応を充実する施策

NO	施策	概要
27	食品安全対策推進調整会議 ⁵⁸ による緊急時対応の体制整備 (各局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。
★ 28	食品安全に関する健康危機管理体制の整備 (各局)	健康危機管理に関する事件発生時に備え、緊急連絡網を整備するとともに、事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。 保健所の食品衛生監視員を中心に大規模食中毒発生時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。
29	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。

⁵⁵ 栄養成分表示：32 ページ参照

⁵⁶ 計量法：34 ページ参照

⁵⁷ 消費生活調査員：37 ページ「消費生活調査員制度」参照

⁵⁸ 食品安全対策推進調整会議：39 ページ参照

【施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進】

〈3-1 情報の発信、意見交流等の推進〉

食品の安全に関するリスクコミュニケーションや食品安全情報の発信、食物アレルギー対策を推進する施策

NO	施 策	概 要
30	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、SNS ⁵⁹ 、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供する。
★ 31	食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信 (各局)	都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて広く提供し、食品中の放射性物質等に関する不安の払拭に向け、食品安全情報を世界に向けて発信する。
★ 32	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)	食の安全都民フォーラム ⁶⁰ などの意見交流の場を充実し、消費者、食品関係事業者、行政担当者など多くの関係者の間で、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。
★ 33	総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局 他)	<p>食品を取り扱う事業者に対してアレルギー管理についての技術指導を行う。</p> <p>アレルギー物質に係る検査体制を整備し、アレルギー表示等の適正化を図る。</p> <p>学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係各局が連携して関係者向けの研修を行うなど、基礎的な知識を普及し、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。</p>

⁵⁹ SNS : 32 ページ参照

⁶⁰ 食の安全都民フォーラム : 38 ページ参照

〈3-2 教育・学習の推進〉

都民や事業者が求める正しい情報を必要とするときに入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

NO	施策	概要
34	食品の安全に関する食育 ⁶¹ の推進 (産業労働局 他)	都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。
35	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。

〈3-4 都民及び事業者の意見の反映〉

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるために、科学的な評価を踏まえ、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施するための施策

NO	施策	概要
36	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)	食品安全審議会、消費生活対策審議会 ⁶² 、都の各保健所における地域保健医療協議会 ⁶³ や食品衛生推進会議 ⁶⁴ 等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。
37	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局 他)	消費生活条例に基づく「申出」 ⁶⁵ の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。
38	相談等への適切な対応 (各局)	保健所や消費生活総合センター ⁶⁶ 等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し適切に調査を実施する。 また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。

⁶¹ 食育：37 ページ参照

⁶² 消費生活対策審議会：37 ページ参照

⁶³ 地域保健医療協議会：43 ページ参照

⁶⁴ 食品衛生推進会議：40 ページ「食品衛生推進員」参照

⁶⁵ 消費生活条例に基づく申出制度：37 ページ参照

⁶⁶ 消費生活総合センター：37 ページ参照

【施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり】

〈4-1 基盤となる調査研究・技術開発〉

検査・分析法の開発やより高度な衛生管理の手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

NO	施策	概要
39	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの技術に関する試験研究や残留農薬低減技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。
40	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。 試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。
41	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒を起こす微生物等の性状や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。

〈4-2 人材の育成〉

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

NO	施策	概要
42	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局 他)	食品衛生監視員 ⁶⁷ をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。

⁶⁷ 食品衛生監視員：39 ページ参照

〈4-3 区市町村、国等との連携等〉

首都圏をはじめとする他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

NO	施 策	概 要
43	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	<p>全国食品衛生主管課長連絡協議会⁶⁸、全国食肉衛生検査所協議会⁶⁹、全国市場食品衛生検査所協議会⁷⁰、首都圏食中毒防止連絡会⁷¹などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。</p> <p>違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。</p>
44	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	<p>保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制⁷²を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を進める。</p>
45	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	<p>消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。</p>
46	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	<p>食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。</p> <p>食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行う。</p>

⁶⁸ 全国食品衛生主管課長連絡協議会：42 ページ参照

⁶⁹ 全国食肉衛生検査所協議会：42 ページ参照

⁷⁰ 全国市場食品衛生検査所協議会：42 ページ参照

⁷¹ 首都圏食中毒防止連絡会：36 ページ参照

⁷² 都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制：45 ページ参照

第3節 重点施策

1 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を継続的に着実に実施していくことが求められる。

同時に、食品安全を取り巻く課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策もある。こうした施策については、第1章第2節の食品の安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、以下の3つの視点に基づき「基本施策」から選定し、これを「重点施策」と位置付け、次期推進計画の実施期間である6か年の間に具体的な成果が得られるよう、施策の推進を図るべきである。

重点施策の選定の視点

- I 食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実
- II 国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応
- III 食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の促進

2 重点施策の内容

重点施策の選定の視点に基づき、以下の11の施策を重点施策として選定し、実施に向けて求められる事項をまとめた。

<重点施策1> 東京都エコ農産物認証制度の推進

食品の安全や安心の確保のためには、食品流通の出発点である生産段階において、生産者の自主管理を促進する取組が重要である。

また、平成25年度に実施された都民アンケート（以下「都政モニターアンケート」という。）においても、食品の生産から消費までの段階のうち、食品の安全を確保するために最も重要と考える段階は、生産段階であると答えた人の割合が、55.6%と半数以上を占めており、都民の関心が高いと考えられる。

さらに、生産段階では、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料を削減するといった環境に配慮した取組も評価されるべきものである。

このため、都は、このような取組が行われた農産物を、取組の段階に応じて認証するとともに、認証された農産物の栽培状況の確認や、残留農薬の分析を実施して、その結果をPRすることにより、消費者が安心して商品を選択することへの大きな支援に

なるものと考えられる。

【具体的な事項】

- 環境に配慮した栽培技術の普及
- 認証対象農産物の増加に向けた検討
- 生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知

＜重点施策 2＞ 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進

食品の安全に関する事件・事故を未然に防止するためには、事業者による自主管理が重要である。

都の独自の制度である食品衛生自主管理認証制度は、対象が食品衛生法と食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号）⁷³に規定された全ての業種に渡っており、食品の製造、調理、販売のあらゆる段階における自主管理を促す制度である。

また、認証基準を国際規格と整合させ、事業者の国際認証⁷⁴取得へのステップとなるような制度でもある。

都は、これまでも食品衛生自主管理認証制度の普及に取り組んできたが、今後、事業者の衛生管理の達成段階に応じて、確認や評価を行うことにより、事業者の自主的衛生管理の普及拡大を促し、認証取得に繋げるなど、より制度の普及を図っていく必要がある。

【具体的な事項】

- 「本部認証」や「特別認証」⁷⁵の活用による認証制度の普及
- 事業者の衛生管理の達成段階に応じた確認や評価の実施
- 都の審査事業者に対する監査による制度の信頼性の確保
- 重点的に認証取得を進める分野の設定

＜重点施策 3＞ 国際基準である HACCP 導入支援

HACCP（ハサップ）は、国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会⁷⁶によりガイドラインが示され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたシステムであり、我が国においても、食品衛生法により「総合衛生管理製造過程」承認制度が法的に位置付けられてい

⁷³ 食品製造業等取締条例：41 ページ参照

⁷⁴ 国際認証：46 ページ「HACCP」参照

⁷⁵ 本部認証、特別認証：40 ページ「食品衛生自主管理認証制度」参照

⁷⁶ コーデックス委員会：35 ページ参照

る。

また、国は、将来的な HACCP の義務化を見据えつつ、段階的な導入を図る観点から、同法に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言である「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を改正し、HACCP の普及を進めている。

今後、都は当該指針に基づき関係条例を改正し、新たに HACCP を用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP 導入型基準）を規定するとともに、関係事業者への制度の周知や技術的支援を行い、国際基準である HACCP の導入を支援していくべきである。

【具体的な事項】

- 総合衛生管理製造過程の承認を目指す施設への技術的支援
- 総合衛生管理製造過程承認施設への外部検証の実施
- HACCP 導入型基準の関係条例の規定
- HACCP 導入型基準の周知・技術的支援

<重点施策4> 食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、都自らが食品の安全に関する情報を継続的に収集し、過去のデータを含めて分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させることやこれらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められる。

このため、都は、学術情報や海外情報など、食品の安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報の信頼性や都民に対する情報提供の必要性等について、知事の附属機関である食品安全情報評価委員会の分析・評価を経て、より分かりやすかつ的確に都民等に情報を発信していくべきである。

【具体的な事項】

- 海外情報などの食品安全に関する情報の収集
- 食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価
- 都民等への情報発信

<重点施策5> 輸入食品対策

輸入食品に対する都民の不安は強く、都政モニターアンケートにおいても、食品の安全性をより確保するために都が取り組むべきこととして、輸入食品に対する監視指導を選択した割合が 56.6%を占めていたことから、輸入食品対策のさらなる充実が求

められていると言える。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、通関・都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施することが、最も効率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、国からの情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

さらに、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要な点である。違反事例や関係法令に関する最新情報の提供を目的とした、輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、輸入事業者の自主管理を支援する施策を継続的に実施していくべきである。

【具体的な事項】

- 専門監視班による監視の実施
- 輸入農畜水産物の検査の実施
- 海外で使用される農薬等の検査法の開発
- 輸入事業者講習会の開催
- 専門監視班による輸入事業者の自主管理の支援

<重点施策6> 「健康食品」対策

総務省が実施した家計調査によると、平成25年におけるサプリメントなどの健康保持用摂取品の一世帯当たり年間支出金額は14,960円であり、都民の生活にも広く浸透していることが考えられる。

しかし、これら日常にあふれる「健康食品」については、一部に、医薬品成分を混入させたものや、これまで一般に飲食に供されなかったものが使用されるなど、摂食による健康被害が報告されている。

また、食品に係る健康保持増進効果に関する不適正表示も見受けられているため、このような製品が流通することのないよう、今後も行政による監視指導の一層の徹底が求められる。

さらに、現在、消費者庁において、「健康食品」をはじめとした加工食品や農林水産物を対象として、企業等の責任で科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策が検討されている。

このような状況を踏まえると、関連事業者を対象として、食品表示法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。医薬品医療機器等法。）、景品表示法など、「健康食品」に関係する法令の周知を図るた

め、定期的に講習会を開催し、事業者の意識を向上させることが重要である。

あわせて、「健康食品」を安全に利用するための注意事項などについて、都民への普及啓発を充実すべきである。

【具体的な事項】

- 流通市販品に対する監視指導
- 「健康食品」による健康被害事例専門委員会⁷⁷の運営
- 事業者講習会の開催
- 福祉保健局サイト「健康食品ナビ」⁷⁸や啓発資材等を通じた都民への普及啓発
- 新たな機能性表示制度への適切な対応

<重点施策7> 法令・条例に基づく適正表示の指導

食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

昨年6月、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する基準を一元化した食品表示法が公布された。また、本年6月、広告・表示全般に関する規制法である景品表示法が改正され、都道府県知事の権限が強化された。

このような制度改正を踏まえ、都は、消費者庁を始めとする関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していく必要がある。あわせて、食品を取り扱う事業者が、表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組めるよう支援していくことが重要である。

【具体的な事項】

- 消費者庁など関係機関との連携
- 新しい制度に応じた相談・監視体制の整備
- 適正表示推進者育成講習会⁷⁹等の開催
- DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施

<重点施策8> 食品安全に関する健康危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生や、その発生が疑われる場合、原

⁷⁷ 健康被害事例専門委員会：35 ページ参照

⁷⁸ 健康食品ナビ：35 ページ参照

⁷⁹ 適正表示推進者育成講習会：44 ページ参照

因が特定できない段階であっても、都の関係各局が連携し、関係機関の協力のもと、被害の拡大防止及びあらゆる可能性を考慮した再発防止を図る必要があり、平常時において、国や関係自治体、警察等を始めとする関係機関との連携体制を構築、強化すべきである。

そのためには、インターネット回線を使用したテレビ会議等による関係者間の訓練を実施することや、緊急時対応マニュアルなどの実効性を確保するために、関係各局及び関係機関が参加する訓練を通じて常にマニュアルの検証を行うなど、迅速かつ適切な対応方法を確立しておくことが重要である。

また、都民や事業者などへの情報発信の視点からは、マスメディアやホームページ等を通じた情報発信方法について、緊急時に迅速で正確な情報提供が可能となるように平常時から準備すべきである。

【具体的な事項】

- 関係機関との連携体制の構築
- 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施
- 緊急時の情報の収集・発信

<重点施策9> 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信

平成23年に発生した福島第一原子力発電所の事故により、我が国では、食品中の放射性物質対策を実施しており、都では、国からの通知に基づき、生産現場における農畜水産物の検査を実施し、放射性物質の基準値を超えた食品が出荷されないよう取り組むとともに、都内に流通する生鮮食品や加工食品のモニタリング検査を実施している。都民の不安を取り除くためにも、検査結果や放射性物質に関する知識の情報提供を行っていくことが重要である。

このような動向を踏まえると、食品の安全確保を着実に実施することはもちろん、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした都の取組など、食品の安全に関する情報を世界へ向けて発信していくことも、求められていると言える。

都は、オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品安全情報の世界への発信に向けて、今後の具体的な検討も含め、実施していくべきである。

【具体的な事項】

- ホームページ等を通じた都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供
- 食品安全情報の世界への発信に向けた施策の検討

＜重点施策 10＞ 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

進展する食品流通のグローバル化や食品の生産・加工技術の開発に伴い、食品に新たなリスクが顕在化することがある。このようなリスクも含めた食品の安全確保について、行政、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、関係者が様々な機会を通じ、それぞれの考え方や取組を情報交換し意見交流を行う、リスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきである。

また、リスクが正しく理解できるよう、ホームページや啓発資材、体験型セミナー等を通じて分かりやすい情報の提供を充実させていく必要がある。

【具体的な事項】

- 都民フォーラムの開催など関係者による活発な意見交換
- ホームページ、啓発資材等による情報提供の充実
- 児童を対象とした体験型セミナーの開催

＜重点施策 11＞ 総合的な食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすことのあるアナフィラキシーショックを起こすこともあり、このような症状を起こさないように予防することや、症状が起きたときに適切に対応することが重要である。

そこで、食物アレルギーを持つ人が選択できる食品を提供するために、食品の製造や調理施設に対してアレルギー物質の混入防止のための技術指導を行うほか、食品の表示が義務付けられているアレルギー物質（乳、卵、そば、小麦、落花生、えび及びびかに）について、流通する食品に適正な表示がなされていることを確認することが求められる。

また、国では、外食等における情報提供の在り方について検討が進められており、このような規制の動向を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

さらに、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理や、食物アレルギー症状発生時の緊急時対応などについて、学校や保育所、幼稚園等への普及を、関係各局が連携して進めることが必要である。

【具体的な事項】

- 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導
- アレルギー表示に係る監視指導、検査体制の充実
- 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

推進計画の施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、実施状況を定期的に確認し、適切に進行管理を図っていく必要がある。

このため、次期推進計画を実施するに当たり、以下のとおり具体的に留意すべき事項を示す。

第1節 施策の推進体制

都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要である。このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが重要である。

また、都内に流通する食品の多くは海外や道府県で生産・製造されたものである。関係各局が国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用することが求められている。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会」からの意見や提言を活用することや、「食品安全情報評価委員会」における情報の分析・評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進していくことなどが必要であり、各局の審議会等の意見なども同様に活用すべきである。

第2節 推進計画の実施と見直し

次期推進計画を着実に推進していくために、第2章に掲げた重点施策を中心に、その進ちよく状況等を、計画の推進に関与する全ての人たちが把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。これらの進ちよく状況は、年度毎に食品安全審議会へ報告し、審議会からの意見を聴くとともに、推進計画の中間時期において、進ちよく状況を広く都民にも公表するべきである。

また、食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化したり、より高度な製造技術の進展やより迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化する。

このため、このような変化が想定を超えて大きい場合などには、計画の途中段階にあっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきである。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で、最も重要な事項である。都は本報告に示された考え方にに基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、次期推進計画を策定し、着実に実施する必要がある。

このことにより、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことにつながると考える。

【附属資料】

- 附属資料 1 用語説明（50音順）
- 附属資料 2 諮問書
- 附属資料 3 東京都食品安全審議会委員名簿
- 附属資料 4 東京都食品安全審議会検討部会委員名簿
- 附属資料 5 東京都食品安全審議会審議経過
- 附属資料 6 「中間（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について
- 附属資料 7 東京都食品安全条例
- 附属資料 8 東京都食品安全審議会規則

用語説明 (50音順)

【あ行】

アナフィラキシーショック

食物、薬物、ハチ毒などの原因物質により、アレルギー症状が複数の臓器（皮膚、呼吸器、消化器など）に急激に現れる病態を「アナフィラキシー」という。更に血圧低下や意識障害などのショック症状を伴う場合は、「アナフィラキシーショック」とい、生命を脅かす危険な状態である。

安全・品質管理者 (SQM : Safety & Quality Manager)

都が所管する 11 の中央卸売市場において、都職員、卸売業者及び仲卸業者の組合のそれぞれから選任され、市場における食品の安全を確保するため、衛生・環境水準の向上に向けた普及啓発や人の健康を損なう恐れのある物品等の排除・回収に関する連絡調整を行う者をいう。

遺伝子組換え食品

生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、植物等に組み込む技術を利用して、品種改良が行われた農作物とその加工食品をいう。遺伝子組換え食品を国内で流通・販売するためには、国が行う安全性審査により安全性が確認されなければならない。

遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品は、「遺伝子組換えである旨」又は「遺伝子組換え不分別である旨」の表示が義務付けられている。

- 分別生産流通管理（※）が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合
（表示例） 「大豆（遺伝子組換え）」
- 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合
（表示例） 「大豆（遺伝子組換え不分別）」

※ 分別生産流通管理（IP ハンドリング : Identity Preserved Handling）

遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていること。

医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性、安全性の確保のために必要な規制を行い、保健衛生の向上を図ることを目的とした法律。

また、動物用医薬品の販売・使用に関する規制についても規定されている。

医薬品には、その品質、有効性、安全性の確保のために承認・許可制度をはじめとした様々な規制があり、許可等がないままに「医薬品」に該当するものを製造、輸入及び販売することが禁止されている。

「健康食品」に、医薬品に該当する成分を配合したり、医薬品と紛らわしい効能などの表示・広告を行うことは、この法律の違反となる。

※ 平成 25 年 11 月に薬事法が改正され、法律名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められるほか、「再生医療等製品」の新たな義務付けなど所要の改正が行われた（平成 26 年 11 月 25 日施行）。

牛海綿状脳症（BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy）

異常プリオンが牛の脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状の変化を起こすことによって、異常行動や神経症状を示す牛の疾患。

平成 13 年に我が国で初めて BSE の発生が確認された後、と畜場でと畜された全ての牛を対象に BSE スクリーニング検査を実施することとなったが、平成 25 年 6 月にこれまでの国内対策を踏まえ、厚生労働省令が改正され、同年 7 月 1 日から 48 か月齢を超える牛が検査対象牛となった。この改正に伴い、都においても、同年 7 月 1 日より、48 か月齢を超える牛及び生体検査においてと畜検査員が検査を必要と判断した牛について、BSE スクリーニング検査を行っている。

栄養成分表示

食品表示のひとつであり、これを見ると食品に含まれている栄養成分や、その量を知ることができる。栄養成分表示は、すべての食品に表示することは義務付けられていないが、健康増進法により、一般の消費者に販売する加工食品に日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合や「カルシウム入り」「カロリーオフ」などの強調表示をする場合、栄養機能食品には必ず栄養成分表示を行うこととされている。

なお、栄養成分表示に関する規定は食品表示法に移行され、同法による義務化が見込まれている。

SNS (Social Networking Service)

インターネット上で人と人とのつながりを促進・支援する会員制サービス。代表的なものとして Twitter や Facebook などがある。

【か行】

家畜保健衛生所

家畜保健衛生所法に基づき都道府県の機関として全国に設置されており、家畜の伝染病の予防や家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行っている。

カドミウム

鉱物中や土壌中など天然に広く存在する重金属で、米や魚介類などの多くの食品に天然由来のカドミウムが微量に存在することが確認されている。

食品中のカドミウムの一部が、体内に吸収・蓄積されることから、カドミウム濃度の高い食品を長年にわたり摂取すると、腎機能障害を引き起こす可能性がある。

我が国では、食品衛生法に基づき、米（玄米及び精米）、清涼飲料水（ミネラルウォーター類を含む）、粉末清涼飲料、器具、容器包装等について規格基準が定められている。

カンピロバクター

主に、牛、豚、鶏などの動物の腸管内に生息する細菌。近年、ノロウイルスと並び、食中毒の病因物質の上位を占めている。100 前後の少量の菌数で発症する。原因食品を食べてから2～7日で発症し、発熱(38℃以下)、倦怠感等の後、数時間から2日で下痢が始まり、吐き気、腹痛などの症状を伴う。生肉や加熱不十分な食肉、生肉から汚染された調理器具などが食中毒の主な原因である。新鮮な食肉でも、カンピロバクターが付着している可能性があるため、生食は避け、食肉は十分に加熱し、生肉を取り扱う際には、調理器具の使い分け、手指の十分な洗浄などを行うことが食中毒を予防するために重要である。

規格基準

食品や添加物には、食品衛生法第11条に基づき、その成分、純度などについて定めた「規格」と、製造、加工、使用、保存等の方法について定めた「基準」が規定されている。

例) 「規格」：農産物中の残留農薬、牛乳中の細菌数 など

「基準」：添加物の使用基準、食肉の保存基準 など

規格基準に合わない食品等の製造・販売等は禁止されており、違反した場合は販売禁止などの処置が行われる。

機能性表示

食品の体調調節機能に関する表示。我が国において食品の機能性表示を行うことができるのは、栄養機能食品及び特定保健用食品であるが、これら以外の食品について、企業等の責任において科学的根拠を基に機能性を表示できる新たな機能性表示制度が国において検討されている。

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は不当表示として禁止されている。

食品関係の違反としては、「車海老のチリソース煮」と称する料理にクルマエビよりも安価なブラックタイガーを使用したものや、根拠なく容易に痩身効果が得られる表示をした「健康食品」に措置命令が行われている。

計量法

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

計量の単位や計量器、商品を販売する場合の計量などについて、計量法では、①正しい計量器の供給、②正しい計量器の使用、③正しい計量の実施、④計量思想の普及など、四つの柱を基本に定めている。

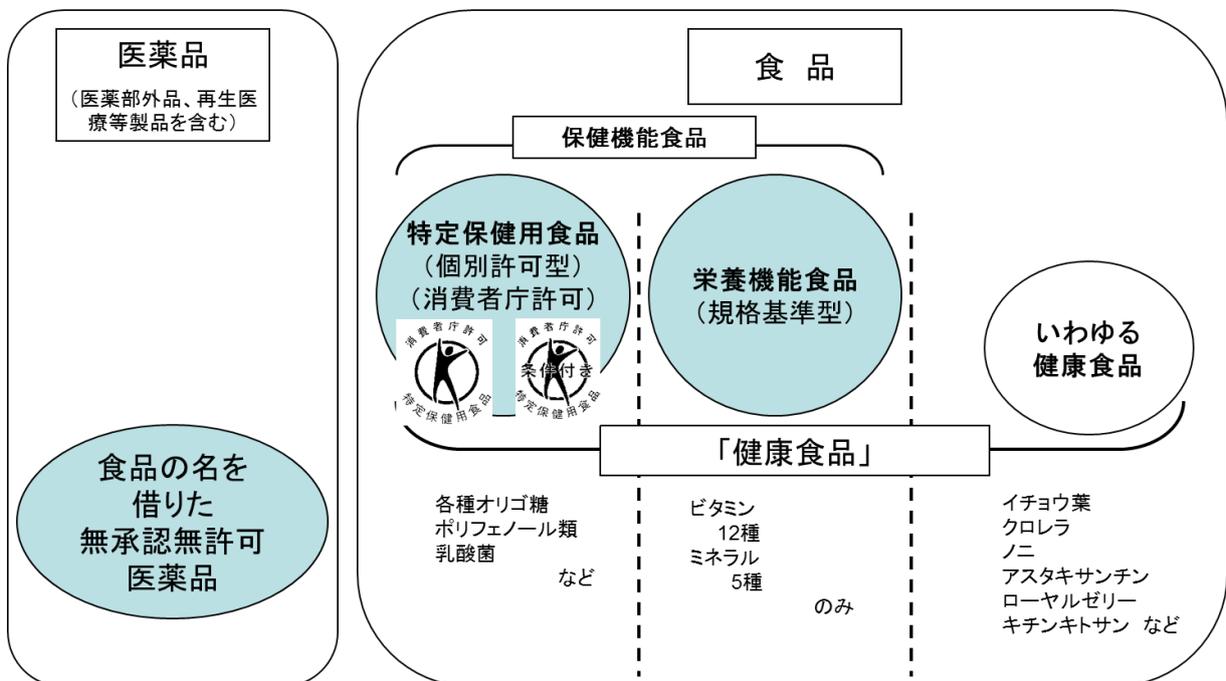
「健康食品」

「健康食品」には法的な定義がなく、これまでも、サプリメント、「健康補助食品」などの呼称が使われている。

平成15年6月9日、厚生労働大臣の私的諮問機関である『「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会』から『「健康食品」に係る今後の制度のあり方について』が提言され、その中で、括弧付きの健康食品として、次のような説明がされており、都においても、特段の断りがない限り同様の意味で使用している。

「健康食品」：健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指し、保健機能食品も含む。

「健康食品」の範囲



※ 保健機能食品制度：平成13年4月に、消費者が適切に健康食品等を選択できるよう創設された制度。国が定めた基準等を満たしたものは、ビタミンやミネラルなどの栄養成分の機能に関する表示（栄養機能食品）や、「おなかの調子を整える」といった特定の保健の用途などを表示（特定保健用食品）して販売できるようになっている。

健康食品ナビ

都が運営する「健康食品」に対する総合的な情報サイト。健康食品を安全に利用するためのポイントや違反製品・健康被害関連情報等の都民向けの情報と製造・販売に関する法令等の事業者向けの情報を提供している。

情報提供ホームページ「健康食品ナビ」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/>

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進のための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

食品に関連する主な規定は以下のとおり。

① 栄養表示基準

たんぱく質等の栄養成分や熱量に関する表示の基準。

② 特別用途食品制度

病者用、妊産婦用、乳児用、幼児用など特別の用途に適する旨を表示する場合は消費者庁長官の許可を受ける必要がある。特別用途食品のうち、特定の保健の目的が期待できる旨（おなかの調子を整えるなど）を表示できる食品を「特定保健用食品」という。

③ 保健機能食品制度

国が定めた安全性や有効性に関する基準等、一定の条件を満たした食品については、「保健機能食品」と称することができる。国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「栄養機能食品」（ミネラル、ビタミンの栄養素の機能を表示している食品）と「特定保健用食品」に分類される。

④ 健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示禁止

※ ①の栄養表示基準は食品表示法に移行される。

健康被害事例専門委員会

東京都食品安全情報評価委員会のもとに設置された専門委員会。公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都薬剤師会を通じて収集した「健康食品」との関連が疑われる健康被害情報等の疫学的な分析及び評価を行う。

コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission)

国際連合食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)) と世界保健機関 (World Health Organization (WHO)) が設立した政府間組織。食品の国際基準 (コーデックス基準) を策定している。

コンプライアンス

法令を遵守すること。食品安全推進計画では、「事業者の法令遵守」のみではなく、「事業者が法令や社会規範・事業者倫理を守ること」と広く捉えている。

【さ行】

サルモネラ

鶏、豚、牛などの動物の腸管や河川、下水など自然界に広く分布している細菌。サルモネラに汚染されている肉や卵を原材料として使用した牛肉のたたき、レバ刺、食肉調理品（特に鶏肉）、スッポン、オムレツ、自家製マヨネーズ等の食品が原因となり食中毒を起こす。潜伏時間は約5時間から72時間で、腹痛、水様性下痢、発熱(38℃～40℃)が主症状となる。予防のためには、食肉や卵からの二次汚染の防止や食品の中心部までの十分な加熱などが重要である。

自主回収報告制度

食品安全条例に基づく都独自の制度で、平成16年11月から施行されている。食品等の生産者、製造者、輸入者などが健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品等を自主回収する場合に都への報告を義務づける制度。

都では、報告された内容をホームページに掲載し、都民へ情報提供を行っている。

情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」と、消費者の商品選択に役立てるため、製造者、輸入者、販売者が原材料、原産地など品質に関する一定の表示を守るべき「品質表示基準制度（義務の制度）」からなる。

主な規定は以下のとおり。

- ① 生鮮食品の原産地、加工食品の原材料等の「品質表示基準」
- ② 厚生労働省において安全性が確認された遺伝子組換え食品を使用しているものなどの「遺伝子組換え食品の品質表示基準」
- ③ 有機農産物、有機農産物加工食品に係る「有機」、「オーガニック」等のJASマーク表示

※ ①及び②の品質表示基準は食品表示法に移行される。

首都圏食中毒防止連絡会

食中毒の発生を未然に防止するとともに、発生時の被害を最小限に止めるため、経済活動、人的交流等の点で密接な関係にある首都圏自治体（5都県、これら都県内の保健所を設置する市及び特別区）間の情報交換及び連携を促進するために設置されている。

消費生活条例

都民の消費生活に関し、都が実施する施策について必要な事項を定め、都民の自主的な努力と相まって、消費者の権利を確立し、都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とした条例。

消費生活条例に基づく申出制度

消費生活条例第8条に基づく制度。都民は、同条例に違反する事業活動等により、消費者の権利が侵害されている疑いがあるとき、知事にその旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

消費生活総合センター

消費者行政の第一線の事業所として、都民の主体的かつ合理的な消費生活を支援するため、消費生活相談、消費生活情報の提供、消費者学習の推進、消費者活動の支援・協働、相談に伴う商品テストなどの事業を実施している。

消費生活対策審議会

都民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本的事項について調査審議させるため、消費生活条例第45条に基づき設置される知事の附属機関。

消費者問題に理解の深い学識経験者や消費者代表、事業者代表などで構成され、品質等の表示事項やその方法の指定、不適正な取引行為の指定、基本計画の策定などに当たって、消費生活対策審議会の意見を聴くこととなっている。

消費生活調査員制度

消費生活調査員として委嘱した都民に、商品・サービスに係る表示や量目調査、また日常の消費生活行動で不審に感じる事業行為等の報告を依頼し、その報告結果をもとに事業者指導などに活用する制度。

調査員は20歳以上の都民500名に委嘱しており、①生鮮食品や加工食品の表示状況などの調査をする品質表示調査に200名、②不当表示などの調査をする表示・広告調査に200名、③都が提供する計量器を用い、計量販売されている食料品の量目を調査する計量調査に100名の調査員が活動している。

食育

様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。都では、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進計画を策定しており、食品安全推進計画等の関連する計画との連携を図りつつ、施策を推進している。

食の安全都民フォーラム

都民や事業者、行政等が食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、これらの関係者が一堂に会して意見交換等を行うリスクコミュニケーション事業。

また、公募した都民による「食の安全調査隊」を結成し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動を行っている。

食品安全情報評価委員会

食品等の安全を確保するため、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 15 年度に設置された機関。

平成 16 年 3 月 31 日の食品安全条例の制定により、同条例に基づく知事の附属機関となった。微生物や理化学など食品安全に関する学識経験者を中心に、公募された都民代表を含む 20 名以内の委員で構成される。

食品安全審議会

食品安全条例に基づき、都における食品の安全確保に関する施策について調査審議するために設置される知事の附属機関。

審議会は、都民代表（公募を含む）、生産・流通・輸入・販売に係る事業者代表、食品の安全に関する学識経験者から 25 名以内の委員で構成される。

食品安全条例

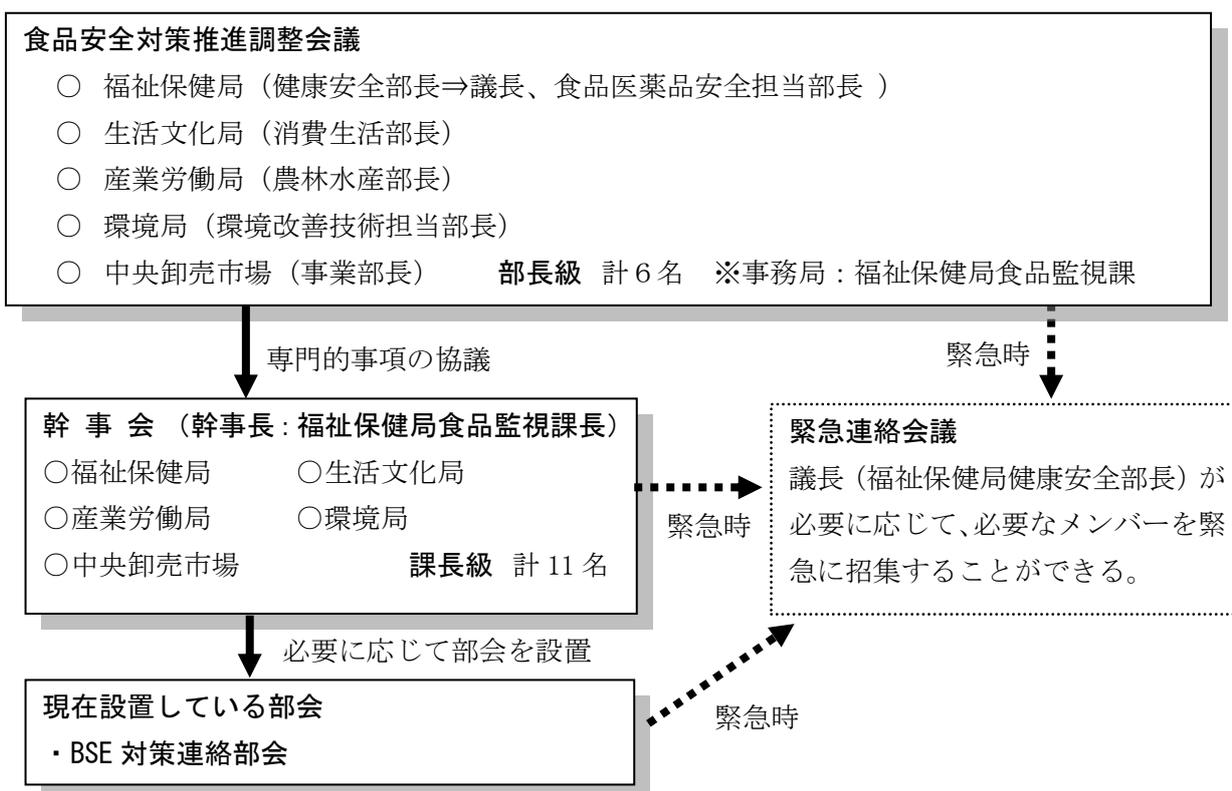
食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とした条例。

東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完するしくみを定めている。

食品安全対策推進調整会議

食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係各局間の協議機関として平成15年6月に設置。福祉保健局、生活文化局、産業労働局、環境局、中央卸売市場の5局の部長級職員で構成され、施策の推進に関する事項や各局の相互連携に関する事項、あるいは、食品の安全確保に関する情報交換、連絡調整に関する事項などの協議を所掌している。

また、会議には、関係各局の課長級で構成する「幹事会」がおかれ、食品の安全確保に関する専門的事項の協議を行うとともに、必要に応じて部会を設置し、幅広く食品の安全に関する事項を協議している。



食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国、都道府県、保健所設置市及び特別区に配置するよう定められている職種。政令により、一定の資格が規定されている。

食品の製造業、販売業、飲食店営業などの施設に随時立ち入り、施設や食品の取扱い状況を監視し、設備の改善や食品の取扱いを指導したり、食品等の検査や食中毒発生時の調査を行っている。

食品衛生自主管理認証制度

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を積極的に評価する制度。事業者からの申請に基づき、施設で行われている衛生管理について、都知事が指定する民間の審査機関が審査し、都の定める認証基準を満たしている施設を認証する。都がそのことを広く都民に公表することによって、食品関係施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としている。認証取得を支援するための主な仕組みとして、以下のものがある。

① 本部認証

チェーン店の本部による統括管理と各店舗での衛生管理を一体として認証する仕組み

② 特別認証

国際規格（ISO22000 等）の認証を取得している事業者については、マニュアル審査や実地審査を不要とする仕組み

③ 自主的衛生管理段階的推進プログラム

認証取得を目指す前段階の取組について、3つのステップ（エントリー、1st、2nd）に分けてレベルを設定し、その達成段階を評価する制度

情報提供ホームページ「食品衛生の窓」:

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>

食品衛生自治指導員制度

一般社団法人東京都食品衛生協会が、会員施設における食品衛生の向上と自主的な衛生管理の確立のために設けている制度。現在約 5,900 名の食品衛生自治指導員が会員の中から選ばれている。

自治指導員は、会員施設を巡回し、衛生管理の指導、許可・届出などの指導、食品衛生に関する普及啓発を行うとともに、消費者懇談会への参加などを通じて食品衛生の向上のために活動している。

食品衛生推進員

事業者の自主的な活動を促進するため、平成 7 年 5 月、食品衛生法の改正の際に導入された制度。都道府県、保健所設置市及び特別区は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有するものうちから、食品衛生推進員を委嘱し、行政の施策に協力して、営業者等の相談、助言等の活動を行わせることができるとされている。

都では、現在 120 名の食品衛生推進員が、各保健所等における普及啓発活動への協力や事業者からの相談対応、地域の情報提供などの場において活動している。また、食品衛生推進員は各保健所等毎に開催される食品衛生推進会議に参加し、地域の食品衛生の向上等に関する提言を行っている。

食品衛生責任者

食品関係営業施設において、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たる者として、食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例により、各施設に設置が義務づけられている。

食品衛生責任者は、栄養士や調理師、知事が指定した講習会の受講終了者などの有資格者から事業者が選任し、施設に氏名を掲示する。

食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。

食品だけでなく、添加物、食器などの器具や容器包装、一部のおもちゃや洗浄剤についても、成分規格や製造・使用等の基準を定めている。

また、事業者の責務や、規格基準に適合しない食品等の製造、加工等の禁止、食品表示、食品等の輸入・製造等の届出・営業許可、行政による監視指導など、飲食に起因する事故の発生の未然防止や、万一事故が起こった場合の被害拡大防止のための規定を定めている。

※ 食品表示に関する規定については、食品表示法に移行される。

食品技術センター

都内食品関連企業の振興に寄与することを目的に、平成2年7月に開設された組織。食品工業技術に関する試験研究、相談・普及指導、試験室貸出、共同研究、受託事業等を行っている。

食品製造業等取締条例

食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とした条例。食品衛生法では許可対象業種とはなっていない食品の製造業や販売業等に対し、許可や届出を義務付けるとともに、これらの業種の衛生管理に関する基準を規定している。

食品表示法

食品衛生法及び JAS 法の食品表示に関する規定と健康増進法の栄養表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するため、平成25年6月28日に公布された法律（公布から2年を超えない範囲内に施行）。

食品表示基準（名称、アレルゲン、消費期限、原材料、原産地、栄養成分の量、熱量など）の策定や食品表示基準に違反した場合の指示・命令・公表、適格消費者団体の差止請求権などが規定されている。

食物アレルギー

原因となる食物を食べた後に、免疫学的に体に何らかの異常な症状が現れる病態で、多くは、食物に含まれるたんぱく質がアレルギー反応を引き起こす。症状は、皮膚のかゆみや湿しん、口や目の腫れなどが多くみられ、腹痛や喘息のような症状がみられることもある。まれに、意識障害や血圧低下などのショック症状（アナフィラキシーショック）を起こすなど、命にかかわることもある。原因となる食物は、乳児期は、卵・乳製品・小麦が多く、幼児期になると、魚卵・魚類・そば・甲殻類（えび・かになど）・ピーナッツ・果物類で新たに発症する例がみられ、学童期からは甲殻類やそばが多くなる。

飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律。

有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用（家畜等への供与）の禁止、家畜等に飼料を供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定している。

全国市場食品衛生検査所協議会

全国の市場衛生検査所から構成され、卸売市場内の食品衛生の向上に資することを目的とした協議会。

全国食肉衛生検査所協議会

全国のと畜検査等行う食肉衛生検査所から構成され、各検査所が連携し食肉衛生の向上に資することを目的とした協議会。

全国食品衛生主管課長連絡協議会

全国の自治体が連携し、食品衛生行政を円滑に執行することを目的とした協議会。都道府県、保健所設置市及び特別区の食品衛生主管課長から構成される。

総合衛生管理製造過程

食品の製造・加工の方法について、HACCP システムを法的に位置付けた制度。営業者が HACCP システムの考え方に基づいて自ら設定した食品の製造・加工の方法及びその衛生管理の方法について国に申請し、国は、実地調査等を行い、承認基準に適合することが確認されれば、厚生労働大臣により承認される。

なお、承認の対象となる食品が決められており、平成 26 年 9 月末現在で①乳・乳製品 ②清涼飲料水 ③食肉製品（ハム・ソーセージなど） ④魚肉ねり製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージなど） ⑤容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰、レトルト食品など）が規定されている。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCB をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。

ダイオキシン類は、無色無臭の固体でほとんど水に溶けず、脂肪などに溶けやすい性質を持っている。

多量にばく露されると、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが動物実験で報告されている。

ダイオキシン類の人体への取り込みについては、そのほとんどが食品由来とされている。

地域保健医療協議会

地域特性等を踏まえた総合的な保健医療を計画的に推進し、多摩・島しょ地域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、東京都保健所が所管する二次保健医療圏ごとに設置されている協議会。各圏域の都保健所、市町村、関係機関・団体及び住民により構成され、圏域の保健、医療、福祉施策の推進に係る包括的な計画である「地域保健医療推進プラン」の策定や進行管理などを行っている。

知事の安全性調査・措置勧告制度

食品衛生法など現行の法制度で規格基準の定めがないなど、法的な対応ができない課題について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な場合には、条例に基づき立入り等の調査を実施する制度。

安全性調査の結果、健康への悪影響が懸念され、法的な対応が困難な場合には、事業者や事業者団体に対し、健康への悪影響の未然防止に必要な措置（製造方法の改善、表示等による都民への注意喚起等）をとるよう勧告するとともに、その内容を公表する。

腸管出血性大腸菌

動物や人の消化管に生息する大腸菌のうち、毒素を産生し、腹痛や血便などの出血性腸炎などを起こす病原性大腸菌。乳幼児や小児、基礎疾患を有する高齢者では腹痛や血便などの出血性腸炎のほか、溶血性尿毒症症候群（HUS）を併発し、意識障害に至るなど重症になることがある。血清型による分類では、O157 がほとんどであるが、この他に O26、O111、O128 及び O145 などがある。

適正表示推進者育成講習会

都内で流通する食品を取扱う食品関係施設の従業員を対象として、適正な食品表示を推進する人材を育成することを目的とした講習会。食品表示に関する知識を継続的に身に付けてもらうため、講習会受講者に対するフォローアップ講習会も実施している。

東京都エコ農産物認証制度

東京都エコ農産物とは、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準（※）から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物であり、化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証している。

※ 慣行使用基準は、都内の通常の栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して決めている。

動物用医薬品

牛、豚、鶏等の家畜や養殖魚などに対して、病気の治療や予防のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の医薬品の総称。

動物用医薬品が残留した畜産物などによる人の健康への悪影響を未然に防止するため、その使用方法や投与してから出荷までの期間、食品中の残留基準値などが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料安全法、食品衛生法などの法令により規定されている。

トータルダイエツトスタディ

人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。都では、「マーケットバスケット方式（※）」によるトータルダイエツトスタディを用い、食事由来の化学物質等摂取量推計調査（対象物質：ダイオキシン類、残留農薬、PCB、水銀、カドミウム、鉛、放射性物質等）を実施している。

※ マーケットバスケット方式

広範囲の食品を小売店等で購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理した後、分析し、食品群（米・米加工品、緑黄色野菜、魚介類、肉・卵類等）ごとの化学物質の平均含有濃度を算出する。これに、特定の集団（例えば全ての日本人）におけるこの食品群の平均的な消費量を乗じることにより、食品群ごとにこの化学物質の平均的な摂取量を推定する。この結果を全食品群について足し合わせることにより、この集団の化学物質の平均的な摂取量を推定する。

特定危険部位 (SRM:Specific Risk Material)

牛海綿状脳症 (BSE) の原因である異常プリオンが特異的に蓄積しやすいため、食品として利用することが法律で禁止されている牛の部位。

我が国では、牛海綿状脳症対策特別措置法により、と畜場において除去・焼却が義務付けられている特定部位 (30 か月齢超の牛の頭部 (扁桃を除く) 及び脊髄、全月齢の回腸遠位部 (盲腸との接続部分から 2メートルまでの部位) 及び扁桃) と、食品衛生法により食品の製造などに使用してはならないとされている 30 か月齢超の脊柱をいう (平成 26 年 9 月末現在)。

都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制

食品衛生法に基づく食品や事業施設の監視指導については、都は多摩地区 (八王子市及び町田市を除く) 及び島しょ地域を担当し、区部は各特別区が、八王子市及び町田市は各市が、それぞれの区域を担当することとなっている。

一方、食品流通の広域化が進む中で、都、特別区、八王子市及び町田市が個々に担当地域を監視するだけでは、事故等の未然防止・拡大防止が適切に図れないおそれがある。

このため、都と特別区、八王子市及び町田市が協力し、広域に流通する食品等の効率的な監視指導を実施するため、都区協議及び都市協議に基づき「広域監視実施要綱」を定め、都内全域における広域的な監視指導に係る役割分担を定めている。

具体的には、大規模製造業、輸入業、倉庫業などの広域流通食品を取り扱う施設については、特別区、八王子市及び町田市内であっても都が監視指導を実施するなど、都区市一体となった取組を進めており、その役割分担の詳細を「事務処理基準」で定めている。

と畜検査

獣畜 (牛、豚、馬、めん羊及び山羊) を食用に供する際に、食肉としての安全性を確認するため、と畜場法に基づき都道府県等が実施する検査。獣医師であると畜検査員が、処理される全ての獣畜について、一頭ごとに検査することが義務付けられており、疾病、異常等があった場合に、廃棄等の措置がとられる。

【な行】

農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売及び使用できる仕組みとなっている。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果をもとに、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数などの使用に関する基準が定められている。

ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルス。感染してから 24～48 時間で発症し、下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱(38℃以下) など、風邪に似た症状を示す。冬場に多く発生する傾向がある。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、汚染した食品を介しておこる食中毒と人から人への感染に分けられ、次のような感染経路がある。

- ・ 感染した人が十分に手を洗わず調理した食品を食べた場合
- ・ ノロウイルスを内臓に取り込んだカキやシジミなどの二枚貝を、生または不十分な加熱処理で食べた場合
- ・ 感染した人の便や吐物に触れた手指を介してノロウイルスが口に入った場合
- ・ 便や吐物が乾燥して、細かな塵と舞い上がり、その塵と一緒にウイルスを体内に取り込んだ場合

【は行】

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point, 危害分析・重要管理点)

1960 年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法。勘や経験に頼る部分が多かった従来の衛生管理の方法とは異なり、食品の製造工程ごとに危害を分析し、その危害の発生を防止・排除したり、許容できるレベルまで低減することができる工程を重要管理点として特定し、それを重点的に管理することによって工程全般を通じて製品の安全確保を図る科学的な管理方法である。

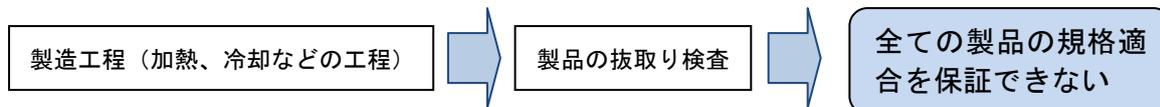
HACCP を我が国で法的に位置付けたものとして、食品衛生法第 13 条に規定される「総合衛生管理製造過程」の承認制度がある。

また、平成 26 年 5 月、厚生労働省は HACCP の段階的な導入を図る観点から、都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言である「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を改正し、従来の基準(従来型基準)に加え、新たに HACCP を用いて衛生管理を行う場合の基準(HACCP 導入型基準)を規定するとともに、都道府県等に対し同ガイドラインの改正を踏まえた関係条例の改正を求めている。

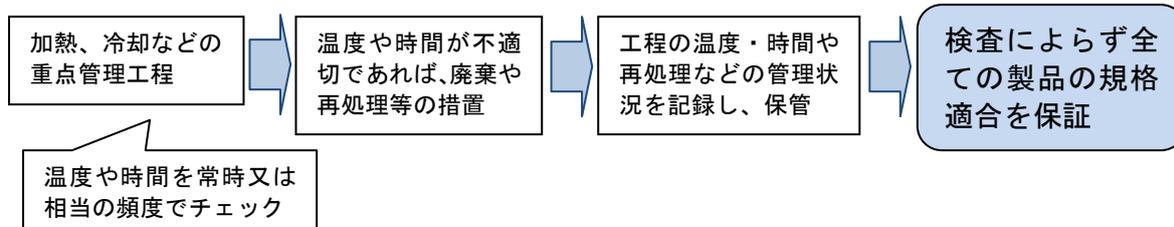
なお、国際的には国際標準化機構 (ISO) 等により、HACCP にマネジメントシステムを加えた規格の認証がある。

従来の衛生管理とHACCPとの違い

○従来の衛生管理



○HACCPによる衛生管理



国際的な食品安全マネジメントシステム認証制度の例

	ISO22000 (International Organization for Standardization)	FSSC22000 (Food Safety System Certification)	SQF (Safe Quality Food)
運営主体	国際標準化機構 (ISO)	食品安全認証財団 (FFSC 財団)	米國小売協会 (FMI)
主なターゲット	世界	欧州	米国・豪州市場
適用品目	一次産品から小売、製造・加工に利用する機材、途中の運送など、フードチェーンに直接・間接的に関わる全ての組織が認証の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮の肉、卵、乳製品、魚製品等 ・生鮮の果実・ジュース、野菜等 ・常温での長期保存品（缶詰、ビスケット、スナック類、油、飲料水等） ・ビタミン、添加物等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次産品 ・加工品 ・保管 ・物流
特徴	食品に限らず一般的な品質の管理システムである ISO9001 に、食品安全の基本である食品の一般的衛生管理と HACCP を統合した管理システム	ISO22000 の一般的衛生管理部分をより具体化した管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの他に製品も認証（製品に認証マーク付与可） ・食品に対する認証レベルを3段階設置 ・レベル3では衛生の他に品質における危害分析も実施

出典：「第1回 食料産業における国際標準戦略検討会」（平成26年5月16日）資料
 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kokusai/pdf/meguru2.pdf>

PCB (polychlorinated biphenyl)

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。物理的・化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されてきたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

慢性的に摂取した場合、体内に徐々に蓄積し、爪や口腔粘膜の色素沈着、爪の変形、まぶたや関節の腫れなど様々な症状を引き起こすことが報告されている。

そのなかでも、コプラナーPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類と総称されるものの一つとされている。

病害虫防除所

植物防疫法に基づき設置され、農業者が農作物の病害虫防除を安全・的確に行い、良質で安全な農産物の安定生産を行うための支援といった業務を行っている。

肥料取締法

肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進と国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

肥料について、その種類毎に含有すべき肥料成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量、その他の制限事項（粒度や原料）が必要に応じて規定されている。

放射性物質

放射線（アルファ線、ガンマ線、ベータ線など）を出す物質のこと。放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」という。

また、放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位を「ベクレル (Bq)」、人が受けた放射線の健康への影響を「シーベルト (Sv)」という単位でそれぞれ表す。

福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値が設定されたが、平成24年4月、より一層食品の安全と安心を確保するために、食品衛生法に基づく基準値が新たに設定された。

放射性セシウムの基準値（平成24年4月以降）

（単位：Bq/kg）

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

【ま行】

無症状病原体保有者

検便により菌を保有していることが確認されているが、菌による症状を呈していない者。健康保菌者ともいう。

【や行】

有機水銀

有機金属化合物の一種。代表的なものにメチル水銀がある。

メチル水銀は、自然界の食物連鎖により、魚介類の体内に蓄積される。食品中に含有したメチル水銀を摂取した場合、一部は体外へ排泄されるが、一部が脳に移行し、摂取が多量の場合には、中枢神経に作用して視野の狭窄、難聴、言語障害、知的障害などの影響を及ぼすことが報告されている。特に、母親の血中のメチル水銀は胎盤を通過して胎児に移行し、胎児に影響を与える可能性があるため、妊婦が魚介類を食べる場合にはその種類と量に気を付ける必要がある旨、厚生労働省から注意喚起がなされている。

有機スズ化合物

スズ原子と炭素原子が結合した化合物の総称。農薬やプラスチック安定剤、有機合成触媒等に使用されている。

特に、トリブチルスズ (TBT) やトリフェニルスズ (TPT) 化合物は、船底や魚網などに貝や海藻などが付着するのを防止するための防汚剤として広く使用されていたが、巻貝などに対し、内分泌系の働きに影響を及ぼすことが報告されるなどしたため、現在、国際的に防汚塗料としての船舶への塗装が禁止されている。

輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）

平成 20 年に発生した輸入冷凍餃子による薬物中毒事件を受け、輸入加工食品の安全確保策の一つとして、厚生労働省が取りまとめた指針（平成 20 年 6 月 5 日付食安発第 0605001 号）。輸入事業者自らが行う輸出国段階での管理強化を目的としている。

加工食品の輸入事業者を対象に、輸入食品の原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階での確認事項を示し、文書による確認、現地調査、試験検査の実施等による確認を行うことを求めている。

輸入食品の監視体制

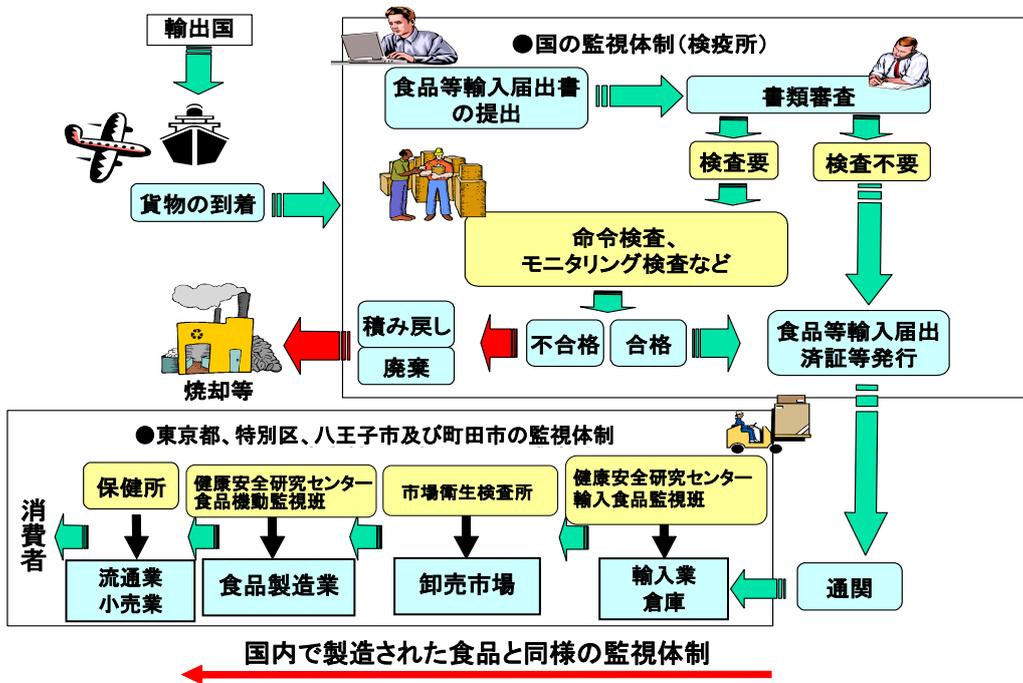
食品を販売等の目的で輸入する場合には、国の検疫所に届出をすることが食品衛生法により義務付けられている。国では、この輸入届を受理し、書類審査や必要に応じて試験検査を実施して輸入の適否を判断している。

検疫所で輸入が認められた食品は、国内に流通することになり、以降は各自治体が国内で製造された食品と同様に監視・検査等を実施している。

都においては、輸入事業者を専門に監視指導する監視班を設置し、輸入食品の監視体制を充実している。

輸入食品の専門監視班は、輸入事業者の事務所や輸入食品等を保管している倉庫などに立ち入り、自主的衛生管理の実施状況や帳票類の管理、食品の保管状況等について監視指導を行っている。

輸入食品の監視体制



【ら行】

リスク

食品中にハザード（健康に悪影響をもたらす可能性のある物質等）が存在する結果として生じる悪影響の確率とその程度の関数。

リスクコミュニケーション

リスクに関する情報を関係者が共有し、相互に意思疎通を図るプロセス。関係者が正しい情報を共有し、意見を相互に交換することで、リスクに関する知識を深めるとともに、関係者間の信頼が醸成される。

リスクコミュニケーションを充実することで、関係者の相互理解と協力により、リスク管理（リスクに対する安全確保の対策等）を有効に機能させることが可能となる。

諮 問 書

25福保健食第2111号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条
第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成26年2月14日

東京都知事 舛添要一

記

1 諮問事項

東京都食品安全推進計画の改定について

2 諮問理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、平成22年2月に東京都食品安全推進計画を改定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。

そこで、平成27年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画の改定について、諮問する。

東京都食品安全審議会委員名簿

◎：会長、○：副会長

氏名	所属・役職名
イヅタニ サダオ 泉谷 定男	日本チェーンストア協会関東支部 参与
イノウエ カズミ 井上 和美	東京都農業協同組合中央会 常務理事 (平成26年8月1日～)
ウネヤマ チカコ 畷山 智香子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 第三室長
エギ カズコ 江木 和子	東京都地域消費者団体連絡会 副代表
オオヤ ヨシシゲ ○大屋 喜重	元 東京都衛生局 薬務部長
オカベ イチロウ 岡部 一郎	関東百貨店協会 事務局長
カマタ クニヒロ 鎌田 國廣	一般社団法人東京都食品衛生協会 専務理事
コウケン ヒサシ 交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
コジマ マサミ 小島 正美	毎日新聞社生活報道部 編集委員
ササキ サダジ 佐々木 定治	公募委員
サノ マリコ 佐野 真理子	主婦連合会 参与
サメジマ フトシ 鮫島 太	公益社団法人日本輸入食品安全推進協会 常務理事
スズキ ミチエ 鈴木 道江	公募委員
セキカワ カズタカ 関川 和孝	一般社団法人日本フードサービス協会 常務理事
セキモト ヨシナリ 関本 吉成	東京都水産物卸売業者協会 副会長
タクウチ マコト 竹内 誠	東京都生活協同組合連合会 専務理事
トベ ヨリコ 戸部 依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会食生活特別委員会 委員長
ナカヤチ カズヤ 中谷内 一也	同志社大学心理学部 教授
ニシジマ モトヒロ ◎西島 基弘	実践女子大学生生活科学部 名誉教授
ハナザワ タツオ 花澤 達夫	一般財団法人食品産業センター 専務理事
ヒダ エリコ 飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 理事
マシヤマ シゲミ 増山 茂美	東京都農業協同組合中央会 常務理事 (平成20年12月1日～平成26年7月31日)
ヤノ ヨウコ 矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
ヤマモト シゲキ 山本 茂貴	東海大学海洋学部水産学科食品科学専攻 教授

(50音順、敬称省略)

東京都食品安全審議会検討部会委員名簿

○：部会長

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
イヅタニ サダオ 泉谷 定男	日本チェーンストア協会関東支部 参与
オオヤ ヨシダ ○大屋 喜重	元 東京都衛生局 薬務部長
コジマ マサミ 小島 正美	毎日新聞社生活報道部 編集委員
ササキ サダジ 佐々木 定治	公募委員
タケウチ マコト 竹内 誠	東京都生活協同組合連合会 専務理事
ハナザワ タツオ 花澤 達夫	一般財団法人食品産業センター 専務理事
ヒロセ トシユキ 廣瀬 俊之	一般社団法人東京都食品衛生協会 食品安全推進室長
モリタ マキ 森田 満樹	消費生活コンサルタント
ヤノ ヨウコ 矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター 事務局長

(50音順、敬称省略)

東京都食品安全審議会審議経過

日程	会議名	審議内容
平成 26 年 2 月 14 日	平成 25 年度 第 3 回食品安全審議会	○ 諮問 ○ 検討部会設置
3 月 28 日	平成 25 年度 第 5 回検討部会	○ 部会長選出 ○ 推進計画改定の基本的な考え方について ○ 基本施策について
5 月 14 日	平成 26 年度 第 1 回検討部会	○ 重点施策について
7 月 7 日	平成 26 年度 第 2 回検討部会	○ <答申（案）の中間のまとめ> 検討部会（案）について
8 月 1 日	平成 26 年度 第 1 回食品安全審議会	○ <答申（案）の中間まとめ> について
8 月 5 日 ～ 8 月 20 日	<答申（案）の中間まとめ>に対する意見募集 (パブリックコメント)	
9 月 11 日	平成 26 年度 第 3 回検討部会	○ <答申（案）の中間まとめ>に対する 意見募集の結果について ○ 答申（案）について
10 月 31 日	平成 26 年度 第 2 回食品安全審議会	○ 答申

「答申(案)の中間まとめ」に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間：平成26年8月5日から平成26年8月20日まで
- 2 意見送付者数：3（内訳：消費者団体 1、生活協同組合等2）
- 3 御意見の内容

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	柱No.	内容		
1	P.6	施策の柱2	情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進	<p>法令への違反事例があとを絶たない中で、監視指導の充実にとどめず、違反事業者への指導や行政措置が十分とられているかどうか、都民に伝わっていない。広報の工夫もさらに必要だが、他部署との連携も含めて指導や行政措置を強化していく取り組みが必要。</p> <p>違反事業者等への指導や行政措置の強化をすべき。</p>	<p>事業者に対する行政措置の前提として、監視指導を行っていく必要があります。施策の柱2では、広域流通食品や輸入食品、「健康食品」などに対する監視指導の施策を体系化し、これらの取組を通じて、関係各局が連携し、違反事業者への指導等を適切に行っていくことを明らかにしています。</p>

第2章 食品の安全確保のための施策

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
2	P.8～9	—	(施策の体系化)	<p>第1章第2節で、3つの柱の各「課題」と「対応」が整理されている。特に「対応」と整理された事項がそのまま重点施策なのかどうかや、重点施策タイトル名との関係がわかりづらく、さらに整理や説明が必要。</p> <p>3つの施策の柱のそれぞれの中柱や重点施策と、前章第2節で述べられた「課題と対応の方向性」の関係を確認にして、わかりやすい体系にすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、重点施策については、諸課題に迅速・的確に対応するため、第1章第2節の食品の安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、重点施策の選定の視点に基づき、基本施策から選定した旨、表現を修正しました。(P.21第3節1「重点施策の選定の考え方」)</p>
3	P.10 P.21～22	基本1 重点1	東京都エコ農産物認証制度の推進	<p>東京都エコ農産物認証制度は新たに導入された制度のため、現行計画で推進課題とされているGAPとの関係がわかりづらくなっている。</p> <p>東京都エコ農産物認証制度とGAPとの関係についてわかりやすい説明をすべき。</p>	<p>GAPについては、農業者が農業生産の工程管理を行うための手法であり、東京都エコ農産物認証制度は、環境保全型農業を推進する農業者を認証するエコファーマー認定制度と、化学合成農薬と化学肥料の使用量を減らして生産された農産物を認証する東京都特別栽培農産物認証制度を統合したものとなります。</p> <p>推進計画の改定に当たっては、より安全・安心な農産物の生産を進める新しい制度である東京都エコ農産物認証制度を推進するため、この施策を重点施策としました。なお、GAPの考え方は、都において今後も農業改良の普及指導に当たり活用していくべきと考えます。</p>
4	P.10 P.22～23	基本3 重点3	国際基準であるHACCP導入支援	<p>HACCPがとすれば衛生管理の万能のツールとして認識されがちであり、誤解のない説明と導入の応援にもなる消費者への理解推進が必要。</p> <p>HACCP導入支援や新たなHACCP導入型基準の規定について、P.6でも触れられている市場ニーズや食品業界の動向などとの関係や導入の必要性について、わかりやすい説明と消費者の理解推進に取り組むべき。</p>	<p>HACCPについては、消費者への理解を進めることが事業者による導入の動機づけになると考えられますので、導入支援の一環として、引き続きホームページ等を通じHACCPの仕組みなどをわかりやすく提供していくべきと考えます。</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
5	P.11	基本6	卸売市場内での安全・品質管理者の活用	<p>推進計画期間中に豊洲新市場の開場が見込まれる。新市場予定地では、かつてガスの製造工場が都市ガスの製造・供給が行われており、ガスの製造工程で生成された、7つの物質(ベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム)による土壌および地下水の汚染が確認されている。また、首都圏直下大地震とそれに付随する液状化により、それら物質の流出も気にかかる。また、首都圏直下大地震とそれに付随する液状化により、それら物質の流出も気にかかる。</p> <p>基本施策No.6、No.29の施策を行うことの前提として、新市場の建設中ではもとより開場後も継続的な検査と情報提供することを要望する。</p>	<p>卸売市場における食品の安全確保については、卸売市場が食品の流通拠点であることの特性を踏まえ、基本施策No.21「広域流通食品に対する監視」、基本施策No.6「卸売市場内での安全・品質管理者の活用」及びNo.29「卸売市場内における危機管理対応」を引き続き推進していくべきと考えます。</p> <p>なお、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策については、これら基本施策実施の前提として、都が適切に対処していくべき問題と考えます。</p>
	P.16	基本29	卸売市場内における危機管理対応		
6	P.12	基本11	食中毒の発生動向及び原因調査	<p>基本施策No.11において腸管出血性大腸菌O157、サルモネラを取り上げて調査・分析し、感染源の解明に活用するとしているが、食中毒の発生状況として、ノロウイルスによる食中毒が原因の1位をしめている。2014年1月には、浜松市で学校給食のパンを原因とするノロウイルスによる食中毒では1,000名近くの患者が発生した。</p> <p>高齢者や子どもへの感染は被害の拡大にとどまらず重症化も懸念される。食品事業者や施設等の衛生管理、従事者の健康管理など、ノロウイルスをはじめとした食中毒を未然に防ぐための施策が必要。</p>	<p>近年の都内における食中毒発生状況をみると、ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒が発生件数の半数以上を占めています。特に、ノロウイルスは1件当たりの患者数が多く大規模となる傾向があり、このような食中毒を未然に防止するためには、事業者による自主的衛生管理を一層推進していくことが必要である旨、答申に記載してあります(P.5)。このことから、基本施策No.2「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」やNo.3「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策としました。</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
7	P.15	基本21	広域流通食品に対する監視	<p>概要で述べられている「重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する」とのことだが、事後処理として受け止める限りで評価する。しかしながら、2008年の中国製冷凍ぎょうざ事件、昨年発生したアクリフーズの農薬混入事件等の食品テロともいうべきものに対しては、緊急対応マニュアルの整備、事業者の協力も含めた総合的な連携強化が必要。</p> <p>また、アクリフーズの「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」による「社会への提言」にありますように①包装異常やへこみ、ふくらみのある食品は食べない、②開栓時にふだんと異なる感触だった飲料は飲まない、③ふだんと異なるにおいや味、外見など、疑いを持った食品は食べない等々のことを消費者に対して啓発することも重要。</p>	<p>食品への意図的な異物混入対策は、衛生管理対策のみでは、十分に防止することが困難な側面があります。しかし、事業者が自主的衛生管理に取り組むことは、安全な食品を提供するという従業員の意識向上にもつながることから、意図的な異物混入対策の基礎になると考えます。このため、基本施策No.2「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」、No.3「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策とし、No.21「広域流通食品に対する監視」の概要に「危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う」旨を追記しました。(P.15)</p> <p>また、緊急時には迅速で正確な情報提供が必要なため、基本施策No.28「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」を重点施策としました。</p> <p>さらに、都民への情報発信については、基本施策No.30「食品の安全に関する普及啓発・情報提供」において、食品の安全や安全対策に関する情報を都民へ分かりやすく提供していくべきと考えます。</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
8	P.15 P.23 ~24	基本22 重点5	輸入食品対策	<p>「輸入食品対策」も重点的な取り組みの対象としているが、多くの食品を海外に依存している日本は監視体制の強化が必要。特に「照射食品」は1972年ジャガイモの発芽防止に例外で許可され、国内ではJA土幌町のみが行っている。しかし、海外では多様に使用されている実態があり、2013年も中国やブラジルなどからの輸入品に食品衛生法違反事例があると報告をうけている。</p> <p>また今年度は健康食品としてデパートやネット通販で人気の青汁の一部で原材料として使われている輸入大麦若葉エキス末が放射線照射により違法に殺菌されていたことが、市民の独自調査で明らかになった。食品への放射線照射は認められておらず、これは食品衛生法違反である。照射食品の検査法は熱ルミネッセンス法など、いくつかの検知法があるが、確実な検知法が確立されていない。輸入された食品に違法な照射が行われたかどうか、業者から提出された書類のみの確認であり、書類に記載がなければ国内流通してしまう恐れがある。照射食品の検知法についても、研究と開発を要望する。</p>	<p>御意見のとおり、多くの食品を海外に依存している我が国において、輸入食品の安全性の確保は重要であり、そのために、都は輸入事業者の自主的衛生管理を推進するとともに、検疫所等の違反発見状況などを参考に優先順位をつけ、効率的な監視指導を実施していくべきと考えます。</p> <p>食品への放射線照射については、我が国では原則として認められていませんが、国際機関であるコーデックス委員会の規格では一定の吸収線量の照射が認められており、諸外国等においては、それぞれリスク評価のうえ、殺菌等を目的として実施されています。</p> <p>また、食品への放射線照射の有無は検査だけではなく、輸入事業者への確認が必要となります。</p> <p>これらのことから、基本施策No.22「輸入食品対策」の概要に記載した残留農薬等の監視指導を優先的に実施すべきと考えています。</p> <p>なお、試験法の研究開発については、国際的な最新の知見を収集しながら実現可能性を検討し、適切に対応すべきと考えます。</p>
9			<p>許可されていない遺伝子組み換え食品や放射線照射食品などの市場流通があり、そのための対応強化が求められている。</p> <p>違反食品の国内流通を未然に防げる対応や、事業者の自主管理の推進を強めるべき。</p>		

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
10	P.15	基本23	「健康食品」対策	<p>推進計画 施策の柱2「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」及び基本施策No.23「健康食品」対策を評価する。推進計画では来春から導入される「機能性表示制度」に適切に対応していく」とある。食品は子どもから高齢者、アレルギー体質の人など全ての人を対象となるものなので、消費者への「健康食品」の知識啓発とあわせ、事業者への広告・販売方法等の監視強化を望む。</p>	<p>「健康食品」については、市場流通の状況や違反状況を勘案して試買調査や調査結果の公表を行うとともに、監視指導を実施することが重要です。</p> <p>また、違反食品に対しては、販売禁止等の措置を行う必要があることから、その旨基本施策の概要に記載してあります。</p> <p>さらに、安全に利用するための注意事項などの都民への普及啓発を引き続き実施していく必要があるため、「健康食品」対策を重点施策としました。</p> <p>なお、新たな機能性表示制度については、現在、国で検討が行われていることから、国全体の規制を踏まえ、適切に対応していくべきと考えます。</p>
11	P.24 ～25	重点6		<p>検討中の新たな機能性表示制度は、国の認定制度ではないために公的機関の監視が重要。新たな機能性表示制度への適切な対応について、安全性の確認や担保への監視を強めるなどの具体策を求める。</p> <p>子どもの「健康食品」の利用が進んでおり、子どもの健全な成長のためにも食育の推進含め監視や啓発が必要。子どものサプリメント利用実態の調査や研究を進め、監視や啓発に活かすべき。</p>	
12	P.16 P.25	基本25 重点7	法令・条例に基づく適正表示の指導	<p>輸入食品の不安から、消費者も国産品を選択するようになった。消費者の偽装表示を見破ることは不可能であるため、遺伝子組換え表示なども含め適正表示の指導を強化し、偽装表示する業者がないように、監視体制の強化とともに、東京都が独自で罰則ルールをつくることを要望する。</p>	<p>食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割があります。また、食品表示法の施行などの制度改正を踏まえ、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していく必要があることから、重点施策としました。</p>
13	P.16 P.25 ～26	基本28 重点8	<p>食品安全に関する健康危機管理体制の整備</p>	<p>アクリフーズの農薬混入事件以降、食品テロや食品防御への関心も強くなっている。「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会報告書」での指摘も十分参考にされた対応策が必要。</p> <p>食品テロへの対応含め、危機管理体制の充実を求める。緊急対応マニュアルの整備や公的機関の連携にとどめず、事業者の協力も視野に入れた総合的な連携強化を進めるべき。</p>	<p>食品への意図的な異物混入対策は、衛生管理対策のみでは、十分に防止することが困難な側面があります。しかし、事業者が自主的衛生管理に取り組むことは、安全な食品を提供するという従業員の意識向上にもつながることから、意図的な異物混入対策の基礎になると考えます。このため、基本施策No.2「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」、No.3「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策とし、No.21「広域流通食品に対する監視」の概要に「危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う」旨を追記しました。(P.15)</p>

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
14	P.17 P.27	基本32 重点10	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	<p>リスクコミュニケーションの意義や役割を踏まえれば、その形態には工夫が必要。小規模な開催でより理解を深めていくことも重要。リスクコミュニケーションは様々な場や機会を通じて丁寧に展開・推進していく必要がある。P.7の「一堂に会して行う情報や意見交換の場の一層充実」にとどめず、小規模なリスクコミュニケーションも推進すべき。</p> <p>児童を対象とした体験型セミナーについては、前文での説明が十分なされておらず、唐突感がある。現行計画でも実施されているが、児童を対象とした体験型セミナーを具体的事項として提示する必要性を説明すべき。</p>	<p>御意見のとおり、リスクコミュニケーションは様々な機会を通じて推進していく必要があることから、その旨追記し、大規模なリスクコミュニケーションを連想させる「一堂に会して」という表現を削除しました。(P.7、P.27)</p> <p>また、リスクを正しく理解する取組の例示として、重点施策10の説明に「体験型セミナー」を追記しました。(P.27)</p>
15	P.17 P.27	基本33 重点11	総合的な食物アレルギー対策の推進	<p>命にかかわるアレルギー表示はわかりやすい一括表示、表示拡大を行なう必要がある。可能などころからアレルギー表示は現行の表示制度を見直し、原材料とは別に欄を設けて、有無の表示をすること、また現行の推奨品目も表示を義務化することを要望する。ぜひ東京都で国に先駆けた取り組みをすすめるべき。</p>	<p>食品のアレルギー表示については、外食等における情報提供の在り方も含め、国で検討が行われており、このような規制の動向を踏まえ、適切に対応していく旨、また、アレルギー表示の監視指導の充実について追記しました。(P.27)</p>
16			<p>アレルギー表示は、場合によっては生命に関わる重要な表示である。流通食品の表現にとどめず、「外食での表示」についても積極的に提示すべき。また、表示の確認・監視は総合的な対策の一つとして具体的に力を入れる項目と捉えている。</p> <p>流通する食品に加えて外食でのアレルギー表示についての明記や、具体的事項に「適正な表示の確認・監視」を加えるべき。</p>		

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	施策No.	施策名		
17	P.18	基本34	食品の安全に関する食育の推進	<p>昨今の「食」をめぐるニュースは、食品テロ・食材偽装・食中毒・食品中の放射性物資等々、深刻かつ重要な問題だが暗いものが多いと感じている。</p> <p>そのような中、明るいニュースとして2013年12月に「多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重」、「栄養バランスに優れた健康的な食生活」、「自然の美しさや季節の移ろいの表現」、「年中行事との密接な関わり」等が評価され「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産として登録された。</p> <p>東京都においても「食べることの大切さ・楽しさ」を伝える食育イベントや食育の普及に向けてこれまで以上に力を注ぐことを要望する。</p>	御意見のとおり、都において食育の更なる充実に向け検討していくべきと考えます。
		基本35	都民の自主的な学習に対する支援		

第3章 推進計画の実施に向けた考え方

	該当箇所			御意見	御意見に対する考え方
	ページ	行目	内容		
18	P.29	11行目	推進計画の見直し	<p>今回の推進計画は期間が6年間とやや長く、その間の国内外の状況変化が大きくなる可能性もある。中間時期に進ちよく状況を公表することをよい機会と捉え、公表と併せて意見募集などの手立ても講じて、節目としての計画の見直しを積極的に検討することで、状況変化に、より対応できる計画として実施できると考える。</p> <p>推進計画の見直しは、必要に応じて検討されるのは無論だが、推進計画の進ちよく状況を広く都民に公表する中間時期に、公表と合わせて都民から意見募集するなどの手立ても講じ、見直しを積極的に検討すべき。</p>	<p>食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では、十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化することも考えられます。このため、このような変化が想定を超えて大きい場合などには、必要に応じて推進計画の見直しを検討していくべきと考えます。</p> <p>また、推進計画の中間時期には進ちよく状況を広く都民に公表することを明記しており、審議会においても、進ちよく状況を確認しながら、上記のとおり見直しの必要性についても検討していくべきと考えます。</p>

東京都食品安全条例

〔平成 16 年 3 月 31 日〕
東京都条例第 67 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 食品の安全の確保に関する基本的な施策（第 7 条—第 20 条）
- 第 3 章 健康への悪影響の未然の防止（第 21 条—第 25 条）
- 第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会（第 26 条・第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条・第 31 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第 4 項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（以下単に「農林水産物」という。）をいう。

3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。

4 この条例（前項を除く。）において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。

5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。

7 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者及び第 1 号に掲げる事業者により構成される団体であつて、都の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

- 一 農林水産物を生産することを営む者
- 二 食品等を製造し、輸入し、又は加工することを営む者
- 三 食品等を販売することを営む者であって、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの

（基本理念）

第3条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。

3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

（都の責務）

第4条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第2章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。

3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。

4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。

5 事業者は、第3項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。

6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。

7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（都民の役割）

第6条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。

3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 食品の安全の確保に関する基本的な施策

(食品安全推進計画)

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全の確保に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条第1項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(調査研究の推進)

第8条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

第9条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

(食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

第10条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(指導、監視等の体制の整備)

第11条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るため、特別区と連携して、前条第2項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第12条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第13条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第14条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各工程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第15条 都は、前2条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第16条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第17条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第18条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第19条 都は、第7条第3項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第20条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

第3章 健康への悪影響の未然の防止

(知事の安全性調査)

第 21 条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋(がい)然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第 1 項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

5 知事は、第 1 項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第 27 条第 1 項に規定する東京都食品安全情報評価委員会（以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書きの場合においては、知事は、第 1 項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

7 前 2 項に定めるもののほか、知事は、第 1 項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。

8 都は、第 2 項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

9 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置勧告）

第 22 条 知事は、前条第 1 項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第 1 項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

4 知事は、第 1 項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（自主回収報告制度）

第 23 条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合（法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。）であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第 19 条第 2 項の規定に違反するもの（規則で定めるものを除く。）を除く。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として、規則で定めるもの。
- 2 特定事業者（第 2 条第 7 項第 3 号に掲げる者を除く。）のうち、自ら生産し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、製造し、輸入し、若しくは加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接都民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。
 - 3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第 1 項の規定は、適用しない。
 - 一 都の区域内に流通していないことが明らかな場合
 - 二 都民に販売されていないことが明らかな場合

（回収の報告に係る指導、報告、公表等）

- 第 24 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告に係る回収の措置が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。
- 2 前条第 1 項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
 - 3 知事は、前条第 1 項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。
 - 4 知事は、前条第 1 項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が都の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導を行うことができる。

（緊急時の対応）

- 第 25 条 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

（東京都食品安全審議会）

- 第 26 条 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 食品安全推進計画に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項
 - 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する 25 名以内の委員で組織する。
 - 5 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
 - 7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
 - 8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の

関係者から意見又は説明を聴くことができる。

- 9 第4項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(東京都食品安全情報評価委員会)

第27条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）を置く。

2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。

一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。

二 第21条第1項に規定する調査及び第22条第1項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。

三 前2号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。

3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する20名以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(環境への配慮)

第28条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

(委任)

第29条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 第21条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条、第 22 条、第 30 条及び第 31 条の規定は、同年 5 月 1 日から、第 23 条及び第 24 条の規定は公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東京都食品衛生調査会条例の廃止)

2 東京都食品衛生調査会条例（昭和 28 年東京都条例第 44 号）は、廃止する。

附 則（平成 26 年条例第 124 号）

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

東京都食品安全審議会規則

〔平成 16 年 3 月 31 日
東京都規則第 78 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都食品安全条例（平成 16 年東京都条例第 67 号。以下「条例」という。）第 26 条第 9 項の規定に基づき東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 条例第 26 条第 6 項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。